

平成 29 年度時間外勤務等の縮減に向けた重点取組

学校が行う取組

重点 1 週一日程度の休養日の設定など「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」の徹底

部活動関係者で行った「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」の「望ましい部活動の在り方」において掲げる学校の取組を徹底すること。

なお、部活動休養日の取組を行うに当たっては、例えば、大会の時期など週一日の休養日の設定が難しい場合は、年間を通して週一日平均となるよう、学校や地域の実情に応じて工夫すること。

『望ましい部活動の在り方（学校の取組）』

- ① 週一日程度は部活動休養日を設けること。
- ② 授業日においては、生徒の下校や教職員の退勤が遅くならないよう放課後の 2～3 時間程度で活動が終わるようにすること。
- ③ 休日においては、早朝から終日にわたる活動を極力避け、半日程度でも効果的な活動ができるようにすること。
- ④ 特定の教職員に負担が偏らないよう、可能な限り、複数顧問の配置を検討すること。

重点 2 変形労働時間制や週休日の振替等改正した制度の周知と有効活用

「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」、「北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間の特例」により改正された制度及び「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正による3時間45分の勤務時間の割振り変更について、所属職員に周知するとともに有効活用を図ること。

『変形労働時間制の制度』

- 次の業務に従事する場合は、業務を行う日を含む特定の 4 週間において合計の勤務時間数が 155 時間となるよう、勤務時間を弾力的に扱うことが可能です。
 - ① 修学旅行の引率業務
 - ② 文化祭（学校祭）等の業務
 - ③ 体育祭（運動会）等の業務
 - ④ 文化祭（学校祭）等又は体育祭（運動会）等の事前準備業務
（実施日前 2 週間以内）
 - ⑤ 登校時の通学指導業務
 - ⑥ 校区内巡視業務
 - ⑦ 現場実習の引率業務
 - ⑧ 家庭訪問の業務（児童生徒の学校や家庭での状況について、各家庭を訪問して保護者や児童生徒と面談を実施する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられているもの）
 - ⑨ 教育相談の業務（保護者や児童生徒と面会して児童生徒への指導について相談する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられているもの）

※ 下線部は平成 29 年 4 月 1 日から対象を拡大した業務等

『週休日の振替等の制度』

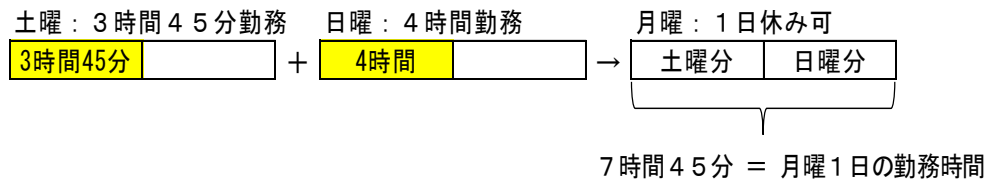
- (1) 週休日に特に勤務することを命ずる場合、その週休日と他の勤務日とを取り替えること（週休日の振替）や週休日に4時間の勤務時間を割り振り、その代わりに他の勤務日の4時間の勤務時間を割り振ることをやめること（勤務時間の割振り変更）が可能です。
- (2) 次の業務に従事する場合には、4時間のほか「3時間45分」を単位とする勤務時間の割振り変更が可能です。

なお、4時間及び3時間45分を組み合わせる場合は、同一の勤務日に勤務時間の割振り変更を行うことが可能です。

- ① 対外運動競技等における児童・生徒引率業務
- ② 児童・生徒引率業務（①以外）
- ③ 学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務
- ④ 授業及びそれに付随する業務

※ 下線部は平成29年4月1日から振替等を可能とした箇所

（同一の勤務日に勤務時間の割振り変更を行う例）



重点3 管理職員による業務管理・業務改善の取組の一層の充実

教育職員の健康への配慮や業務の平準化、効率化などの取組を進める上では、職員の業務従事時間や業務内容の把握が大切であり、管理職員は日頃から勤務状況や校務の進捗状況の把握に努め、職員の健康管理や、校務分掌の見直しなど業務処理体制の改善に取り組むこと。

重点4 「定時退勤日」や「時間外勤務等縮減強調週間」などの一層の推進

月2回以上の「定時退勤日」（例：家庭の日（給与・手当支給日）、健康管理の日（毎週水曜日）、消灯時間の設定等学校の実情に応じた取組）や年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な意識啓発に努めること。

平成 29 年度時間外勤務等の縮減に向けた重点取組

教育委員会が行う取組

重点 1 週一日程度の休養日の設定など「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」の徹底

各教育委員会は、「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」の背景や観点を踏まえ、「望ましい部活動の在り方」において掲げる学校の取組を徹底するよう、所管する学校に対して指導助言を行うこと。

また、同一市町村内の学校や近隣の市町村内の学校で統一的に取組が行われるよう調整するほか、取組の意義が生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するものであることについて保護者や地域住民への理解の促進を図るなど、学校が取り組みやすい環境整備を行うこと。

『望ましい部活動の在り方（学校の取組）』

- ① 週一日程度は部活動休養日を設けること。
- ② 授業日においては、生徒の下校や教職員の退勤が遅くならないよう放課後の2～3時間程度で活動が終わるようにすること。
- ③ 休日においては、早朝から終日にわたる活動を極力避け、半日程度でも効果的な活動ができるようにすること。
- ④ 特定の教職員に負担が偏らないよう、可能な限り、複数顧問の配置を検討すること。

重点 2 変形労働時間制や週休日の振替等改正した制度の周知と有効活用

各教育委員会は、制度改正の趣旨を踏まえ、当該制度が有効活用されるよう、学校に対して指導助言を行うこと。

また、各市町村教育委員会においては、北海道教育委員会に倣って、制度改正を行うこと。

『変形労働時間制の制度』

- 次の業務に従事する場合は、業務を行う日を含む特定の4週間において合計の勤務時間数が155時間となるよう、勤務時間を弾力的に扱うことが可能です。
 - ① 修学旅行の引率業務
 - ② 文化祭（学校祭）等の業務
 - ③ 体育祭（運動会）等の業務
 - ④ 文化祭（学校祭）等又は体育祭（運動会）等の事前準備業務
（実施日前2週間以内）
 - ⑤ 登校時の通学指導業務
 - ⑥ 校区内巡視業務
 - ⑦ 現場実習の引率業務
 - ⑧ 家庭訪問の業務（児童生徒の学校や家庭での状況について、各家庭を訪問して保護者や児童生徒と面談を実施する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられているもの）
 - ⑨ 教育相談の業務（保護者や児童生徒と面会して児童生徒への指導について相談する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられているもの）

※ 下線部は平成29年4月1日から対象を拡大した業務等

『週休日の振替等の制度』

(1) 週休日に特に勤務することを命ずる場合、その週休日と他の勤務日とを取り替えること（週休日の振替）や週休日に4時間の勤務時間を割り振り、その代わりに他の勤務日の4時間の勤務時間を割り振ることをやめること（勤務時間の割振り変更）が可能です。

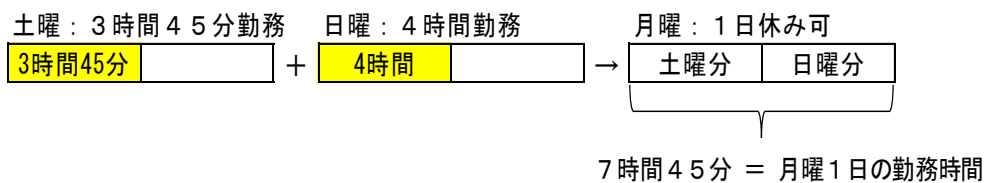
(2) 次の業務に従事する場合は、4時間のほか「3時間45分」を単位とする勤務時間の割振り変更が可能です。

なお、4時間及び3時間45分を組み合わせる場合は、同一の勤務日に勤務時間の割振り変更を行うことが可能です。

- ① 対外運動競技等における児童・生徒引率業務
- ② 児童・生徒引率業務（①以外）
- ③ 学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務
- ④ 授業及びそれに付随する業務

※ 下線部は平成29年4月1日から振替等を可能とした箇所

（同一の勤務日に勤務時間の割振り変更を行う例）



重点3 管理職員による業務管理・業務改善の取組の一層の充実

各教育委員会は、管理職員の業務管理の在り方について検討を進めるとともに、学校現場に応じた取組を促すなど、指導助言を行うこと。

また、各教育委員会は、管理職員による職員の業務従事時間の把握・記録の適切な方法について検討すること。

重点4 「定時退勤日」や「時間外勤務等縮減強調週間」などの一層の推進

「定時退勤日」及び「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、各教育委員会から学校に対し、積極的に指導すること。

（その他）

各教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努めること。

また、学校の業務負担軽減の観点から、各教育委員会は、学校に対する調査事務や学校からの報告・届出事務の簡素化・効率化に向けて、不断の見直しを行うこと。